

日本遺産「桑都物語」推進協議会 日本遺産ロゴマーク使用規程

（目的）

第1条 この規程は、日本遺産「靈氣満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」(以下、「日本遺産「桑都物語」」という。)について、文化庁が定める日本遺産ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（使用者）

第2条 次の各号に掲げる者は、日本遺産ストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、ロゴマークを無償で使用する事ができる。

- (1) 日本遺産「桑都物語」推進協議会(以下、「協議会」という。)及びその構成団体
- (2) 構成文化財の所有者・管理者、八王子市内の団体・企業・個人
- (3) その他、協議会が必要と認める者

2 次に該当する場合はロゴマークの使用ができない。

- (1) 文化庁『「日本遺産(JAPAN HERITAGE)」ロゴマークの使用マニュアル』の規定に違反する場合
- (2) 主として、特定の政治、思想、宗教等の活動と結び付けて使用する場合
- (3) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (4) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (5) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- (6) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (7) ロゴマーク及び「日本遺産(Japan Heritage)」事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマークを改変して使用する場合
- (9) その他、協議会が不適切と判断する場合

（使用方法）

第3条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号のいずれかと組み合わせた表記を行うものとする。

- (1) 「靈氣満山 高尾山」
- (2) 「靈氣満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」
- (3) 「桑都物語」
- (4) 日本遺産「桑都物語」の構成文化財の名称のいずれか
(別表「日本遺産「桑都物語」構成文化財」のとおり)

(5) 日本遺産の普及啓発、広報、理解促進など、取組を支援する文言（例：八王子市の日本遺産による地域振興を応援しています。）

(6) 桑都物語ロゴマーク（別図「桑都物語ロゴマーク」のとおり）

（使用の申請）

第4条 第2条第1項（1）に該当しない者がロゴマークを使用する場合は、事前に「日本遺産ロゴマーク使用申請書」（様式第1号）（以下、「使用申請書」という。）を協議会会長（以下、「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の使用申請書には、ロゴマークの使用イメージがわかる見本、原稿その他、会長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（使用の承認）

第5条 会長は、使用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の承認にあたっては、必要な条件を付することができる。

（承認の取消し）

第6条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、製作物等の回収を求めることができる。

(1) 使用申請書の記載内容に虚偽があることが判明した場合

(2) 使用承認に附した条件に違反した場合

(3) この規程に違反した場合

(4) その他、会長が不適切と判断した場合

（使用者の責任）

第7条 前条の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、協議会及び文化庁はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合、使用者が一切の責任を負うものとし、協議会及び文化庁はその責めを負わない。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際し、故意又は過失により、協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（事務）

第8条 この規程に関する事務は、協議会事務局（八王子市産業振興部日本遺産推進課）が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和2年(2020年)8月12日から適用する。

この規程は、令和6年(2024年)4月1日から適用する。

別表 日本遺産「桑都物語」構成文化財

No.	構成文化財	No.	構成文化財
1	八王子城跡	16	水行道場
2	八王子城跡御主殿出土品	17	高尾山のムササビ
3	八王子神社	18	桑都日記稿本
4	滝山城跡	19	多摩織
5	北条氏照および家臣墓	20	絹の道（浜街道）
6	小仏関跡	21	八木下要右衛門屋敷跡（絹の道資料館）
7	高尾山	22	小泉家屋敷
8	高尾山薬王院文書（北条氏照発給文書）	23	八王子の獅子舞
9	高尾山薬王院の文化財	24	木遣
10	高尾山のスギ	25	八王子車人形および説経浄瑠璃
11	御前立御本尊飯縄大権現像	26	上の祭り・下の祭り（八王子まつり）
12	高尾山薬王院浄心門	27	上の祭り・下の祭りの神輿・山車
13	養蚕守護札	28	八王子芸妓
14	杉苗奉納石碑	29	桑都の銘酒
15	火渡り祭	30	諏訪神社（鑑水）の文化財

別図 桑都物語ロゴマーク



(様式第1号)

年 月 日

日本遺産「桑都物語」推進協議会
日本遺産ロゴマーク使用申請書

日本遺産「桑都物語」推進協議会
会長 殿

住 所 _____
名 称 _____
代表者 _____
担当者氏名・連絡先 _____
メールアドレス _____

このことについて、以下のとおり申請します。

使用目的		
	☐ 有償販売物のパッケージ等に使用する場合は✓をしてください。	
使用方法	使用物品等の名称	
	数 量	
添付書類	☐ ロゴマークの使用内容がわかる資料（現物・写真・イメージ図等） ☐ その他（ ）	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

※申請に当たっては、当協議会が定める「日本遺産ロゴマーク使用規程」及び文化庁が定める「ロゴマーク使用の手引き」「ロゴマークの使用マニュアル」を必ず事前に確認してください。不明な点は申請先に問い合わせてください。

文化庁 URL https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/index.html

※有償販売物のパッケージ等に使用する場合は、承認まで時間がかかることがあります。

※使用目的、使用方法等により申請いただいても利用できない場合があります。

申請先 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1
日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局
（八王子市産業振興部日本遺産推進課内）
電話：042-620-7434 FAX：042-626-8554
E-mail：japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp
※申請は、持参・郵送・FAX・E-mail のいずれでも可

(様式第 2 号)

年 月 日

日本遺産「桑都物語」推進協議会
日本遺産ロゴマーク使用承認書

【名称】

【代表者】様

日本遺産「桑都物語」推進協議会
会長

年 月 日付で申請のありました日本遺産ロゴマークの使用については、次のとおり使用を承認したので通知します。

承認番号	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用予定(数)量	

※ロゴマークの使用に当たっては、「日本遺産ロゴマーク使用規程」及び文化庁が定める「ロゴマーク使用の手引き」「ロゴマークの使用マニュアル」を遵守してください。

文化庁 URL https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/index.html

問合せ先 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1
日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局
(八王子市産業振興部日本遺産推進課内)
電話：042-620-7434 FAX：042-626-8554
E-mail：japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp